

## 輝福社会役員等の報酬並び費用弁償に関する規程

### (総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人輝福社会（以下「法人」という）の役員等に対する報酬並び費用弁償に関する必要事項を定めることを目的とする。

### (役員等の勤務)

第2条 本会の役員等（の勤務形態）は次のとおりとする。

理	事	長	：	非	常	勤
理		事	：	非	常	勤
監		事	：	非	常	勤
評	議	員	：	非	常	勤

### (役員等の費用弁償)

第3条 前条に定める者が、その勤務のため出張する場合は、費用弁償として、旅費・日当を支給する。

2 前項の旅費・日当の支給方法は、別途定める旅費規程に準じ園長級相当とする。

### (役員等の報酬)

第4条 役員等に対して、各年度の総額が定款第8条及び第21条で定めた範囲内の額を、報酬として次のとおり支給することができる。

理		事	：	日	当	(	5	,	0	0	0	円)
監		事	：	日	当	(	5	,	0	0	0	円)
評	議	員	：	日	当	(	5	,	0	0	0	円)

2 監事が監事監査のため出席したときは、園出席日数1日につき5,000円とする。

### (役員等の報酬の支給方法)

第5条 役員等の報酬は、出席した都度、本人に現金で支給する。

### (附 則)

1、この規程は、平成29年4月1日より「役員費用弁償及び役員報酬に関する規程」を廃止し、改正施行する

1、この規程は、平成30年4月1日より改正施行する

1、この規程は、令和5年4月1日より改正施行する